【参考資料(3)一

観光

活用自治体 兵庫県、養父市

古民家等の歴史的建築物に関する旅館業法の適用除外

概要

規制緩和前

旅館業法により、宿泊施設一 棟ごとに、フロントの設置が求 められており、古民家らしさを 活かした宿泊施設運営が難し かった

規制緩和後

一棟ごとのフロント設置義務 を緩和し、フロントを集約する ことが可能となり、古民家の宿 泊施設としての活用を後押し

(平成26年3月~)

丹波篠山市の古民家宿泊施設「NIPPONIA」





定量効果

令和元年度の宿泊者数

約 2,850



令和元年度の売上高

12,137





関係者の声



■ 空き家化や老朽化が進み、維持できず失われる古民家が増える中で、日本の伝統文化 、地域 の風情を色濃く残す古民家を、宿泊施設として活用し、国内外の観光客の呼び込み、日本文 化の発信などに役立てる動きが各地で活発化。

規制緩和に向けた取組と流れ

■ しかし、各宿泊施設、すなわち古民家ごとへのフロント設置義務などの規制が実現の障害に。

規制緩和 に向けた 検討

背景

- 丹波篠山市では、自治体と古民家再生の実績を持つ事業者が中心となり、城下町エリアや集 落に点在する複数の古民家を一つの宿泊施設に見立て、観光客が地域の文化や歴史を実感 できる構想について、地域住民とともに協議。
- フロントの集約による経営効率化の効果や、宿泊客への緊急時対応などの安全対策、資金面 の課題などについて検討。

棟ごとにフロントの設置を求める旅館業法の規制が、コスト面 や、古民家らしさを活かしたサービス面で、古民家の宿泊施設化 のハードルの一つに。

規制緩和 の内容

ビデオカメラの各棟への設置や、複数の古民家施設から緊 急時に内線電話を受けるなど安全確保対策を実施。

事業の立ち上げに際し、ファンドや市の補助金の活用など、 初期費用に係る資金調達を工夫。

特区に限定し、条例で指定された古民家については、 ビデオカメラの設置など一定の要件の下、古民家各棟への フロント設置義務を緩和!

成果

- 国内外からの観光客の増加、飲食や地場産品の販売などと一体となった地域活性化の 促進とともに、空き家問題の解消なども前進。
- ■本特例措置については、平成30年6月に旅館業法施行令・施行規則が改正され、 全国措置化。

資料:内閣府国家戦略特区ホームページ